

# 硬式テニス部 規約

第1条 本団体は硬式テニス部と称する

第2条 本団体は日々の練習により硬式テニスの技術向上を図り、心身共に健康を目指し、またテニスを通じてスポーツの楽しさ、厳しさを知りスポーツマンシップを身に着けることで人間としての成長を図ることを目的とする。

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。  
なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

第4条 会費は、一人当たり年額3000円とし、新年度6月中に徴収することとする。  
但し、年度途中に加入したものは入会后1ヶ月以内に納入することとする。

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議において改選する。但し、再任を妨げない。

① 部長 1名・・・本団体を代表する。

② 副部長 1名・・・部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。

③ 会計 1名・・・会計事務を処理する。

第6条 本規約に定めのない事項については全構成員の承認により決する。

第7条 本規約は、全構成員の承認により改廃される。

## 附則

この規約は、令和5年5月1日から施行する。